

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第288号）

〔 一般財団法人決算書類部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：平成29年11月27日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求に係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、財産目録及び財務諸表に対する注記に記載された基本財産に係る預金種別については公開するべきである。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成28年10月25日、審査請求人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「一般財団法人A（住所省略）の定款、役員名簿、直近の決算書類」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 同年10月28日、実施機関は本件請求に対応する行政文書として、一般財団法人Aに係る定款、役員名簿（履歴事項全部証明書）、直近の決算書類（貸借対照表、貸借対照表内訳表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財産目録、財務諸表に係る注記）（以下「本件行政文書」という。）を特定の上、本件行政文書に一般財団法人A（以下「当該法人」という。）に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき、第三者に意見提出の機会を付与するため、当該法人に対して意見書の提出依頼書を送付した。併せて、審査請求人に対して、条例第14条第2項の規定により決定期間延長通知書を送付した。
- 3 同年11月15日、実施機関は本件請求に対して、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書について、取引金融機関の名称、支店名、預金種別並びに取引相手先の名称（以下「本件非公開部分」という。）を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

なお、当該法人からは、期限までに意見書の提出がなかったことから、意見がないものとして取り扱うこととした。

（公開しない理由）

条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）には、法人の取引金融機関の名称、支店名及び預金種別並びに取引先相手の名称が記載されており、これらを公にすることにより、取引の安全を害し、又は取引の詳細な情報が明らかになるなど当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- 4 同年12月6日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

公益法人グループ 職員Bの未熟による過剰黒塗りを正す様、求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

「貸借対照表」の「I 資産の部 2. 固定資産 (1) 基本財産」に定期預金 ○円 普通預金 ○円が計上されている。公開されている。（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第128条の公告により）

しかし「財産目録」では「(固定資産) 基本財産」○円、○円、○円、○円（合計は○円になる）と○円の預金種別がマスキングされている。

これらに齟齬はないか？

その上「財務諸表に対する注記」においても、2番目、3番目の預金科目が黒塗りにされている。大阪府の条例でマスキングが許されているのか？

公開できるのか？公開できないのか？どちらが正しいのか？

そして誰がこの黒塗りを決裁したのか？

そんな無能な高給取りの職員はいらない。

その職員は誰か、弁明書で回答せよ！

2 反論書における主張

当方は本件審査請求以外に、大阪府教育委員会にも審査請求をしているが、そちらは請求日より1ヶ月以内に弁明書が提出されたが、なぜ今回は弁明書の提出が3ヶ月以上もかかってしまったのか？

やはり職員B及び職員Cに大きな問題があるのではないのか！

何か当方の請求書に不備でもあったのか？

そうでないのならば、総務省作成の事務取扱マニュアル（審査庁他編）違反になるぞ！

誰が仕出かしたのか？そして誰が責任を取るのか！

本件対象の移行一般法人である「一財A」は、D市の100%出資法人である。

そして、毎期決算書類を所管課に提出しており、D市に対する情報公開請求でもマスキングされずに公開される。

そのD市より公開された公文書の一部（平成26年度財務諸表に対する注記他）を同封する。

（添付省略）

大阪府総務部法務課公益法人グループの職員Cに4月3日に聞くとところによると、このグル

ープは管轄の242公益法人に対しては熱心に提出書類を見るが、427一般法人分は只送られて来る書類をファイリングするだけであると言う。

常日頃から関心のない一般法人に対して本件請求を受けた折、整合性も考えず杓子定規にマスキングしたのが今回の事案である。

そして職員Cは「20年会計基準」云云という大阪府民の誰も知らない指針を持ち出し、判断の正当性を主張しているが、この弁明書（添付省略。以下同じ）2ページの下から9行目にある第199条のどこに、次に書かれている「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」が明示されているのか？第199条「第3節 計算」は読み替えを定めたものであるぞ。

大阪府は移行一般法人への日常の監督や指導（職員Cが言う20年会計基準と異なる取り扱いに対して）を怠り、当該市民ならその法人（行政の100%出資法人）の周辺情報の入手が可能であるのに、それさえ把握していないのではないのか？

弁明書4ページにある「6 審査請求人の主張への反論」は屁理屈に上塗りされた超屁理屈は、誰の考えか？

公開請求に対して同時公開された行政文書のマスキングに齟齬があるのか、ないのかの只1点が本件の争点である。

数字はウソをつかない！

その上、競合関係者よりの公開請求でも決定までに当該法人に照会をする様、府で定められている。

なぜそれを特別な配慮の要否の検討や統一的な基準による判断が不可能と言うのか？

その法人よりの回答によって判断すべきであり、本件の様に回答がない場合は齟齬がない様に公開するのが行政の責務ではないのか！

回答しないのはその法人の責任であり、その責任を負うのはその法人である。府には関係ない。

そして、これら一連の行政文書は府民の財産である。

府職員の専有物ではない。

それを府職員の私意又は事務ミスで非公開とされることはあってはならない。

故に正当な裁決を求める。

第五 実施機関の主張要旨

弁明書における実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 非公開とする情報

条例第8条第1項第1号では、法人その他の団体又は個人の事業に関する情報のうち、公にすることによりその競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは公開しな

いことができる、と定められている。

(2) 「20年会計基準」とは

平成20年12月に新公益法人制度改革関連三法が施行された。この新制度を踏まえ、それまでの16年会計基準に所要の変更を加えて新たな会計基準（平成20年4月11日付け内閣府公益認定等委員会）（以下「20年会計基準」という。）が実施された。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第119条及び第199条により、一般法人の会計は、その行う事業に応じて「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされている。会計の慣行は、特定の法人により「公正妥当」と主張されるだけでなく、明文化されるなど、広く受け入れられていると客観的に判断できる必要がある、そのような会計の慣行として、20年会計基準、企業会計基準など各種の会計基準とそれぞれの下の慣行がある。公益社団法人及び公益財団法人（以下「公益法人」という。）並びに公益目的支出計画をもつ法人（以下「移行一般法人」という。）は、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日付け内閣府公益認定等委員会）（以下「20年会計基準運用方針」という。）により、20年会計基準によるものとされている。

(3) 実施機関における取扱い

実施機関における本件請求に係る情報公開事務の所管課は法務課である。法務課に対しては、同課の所管法人に関する財務諸表や財産目録の情報公開請求がこれまでも行われてきたところである。同課の所管法人は、すべて公益法人又は移行一般法人であることから、20年会計基準を前提とした統一的な対応をとっている。

まず財産目録についてであるが、20年会計基準では、法人が取引をしている金融機関がある場合は、その名称、支店名及び預金種別を記載することとされている。これらの情報は、法人の経営取引に関する情報であり、個別の取引において必要に応じ当該取引の相手方に対して通知されるにとどまり、当該取引関係者以外に通知されることは通常考えられない。また、これらの情報を公にすると、当該口座に不正にアクセスされるなど第三者に悪用されて当該法人の財産の保護に支障が生ずるおそれもある。これらのことは、条例第8条第1項第1号にいう「公にすることによりその競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当すると判断し、財産目録上の取引金融機関名、支店名及び預金種別については、非公開としているものである。

次に貸借対照表であるが、一般財団法人は、法務省令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない（一般法人法第199条により準用される第128条第1項）とされている。これを受け、法務課においても所管法人から提出を受けた貸借対照表については全部公開としているものである。

(4) 当該法人の貸借対照表

当該法人は移行一般法人であることから、上記（2）で述べたとおり、20年会計基準により貸借対照表を作成することとされている。20年会計基準運用方針においては、貸借対照表で取り扱うべき標準的な勘定科目が定められているが、預金については、大科目として流動資産又は固定資産が、中科目として現金預金が掲げられており、預金種別は勘定科目として扱うことはされていない。これに対し、当該法人の貸借対照表では勘定科目として「定期預金」「普通預金」の記載があり、20年会計基準と異なる取り扱いとなっている。その

結果、当該法人については20年会計基準の定めを超えた情報を部外第三者が知り得る状況となっているものである。

(5) 当該法人に関する情報公開請求に対する対応

当該法人に関する本件請求に対する対応であるが、上記(3)で述べた取扱いに従い、財産目録については、取引金融機関名、支店名及び預金種別について非公開とした部分公開決定を、貸借対照表については全部公開を行ったものである。

上記(3)の取扱いによれば、当該法人の貸借対照表が20年会計基準に準拠していれば、「定期預金」「普通預金」についての情報は本件請求により明らかになる情報ではないが、上記(4)のとおり当該法人の貸借対照表には、本来記載がないはずの「定期預金」「普通預金」についての記載があったことから、本件請求により審査請求人が、その合計残高を知り得ることとなったものである。

(6) 審査請求人の主張への反論

審査請求人は、審査請求の理由として「『貸借対照表』のⅠ 資産の部 2. 固定資産 (1) 基本財産に定期預金 ○円 普通預金 ○円が計上されている。公開されている。」「しかし『財産目録』では(固定資産)基本財産 ○円、○円、○円、○円(合計は○円になる)と○円の預金種別がマスキングされている。これらに齟齬はないか?」「その上『財務諸表に対する注記』においても、2番目、3番目の預金科目が黒塗りされている。大阪府の条例でマスキングが許されているのか?公開できるのか?公開できないのか?どちらが正しいのか?」と主張するが、失当である。

審査請求人は、財産目録において預金種別を非公開とした1つ目の預金について、その残高合計額と貸借対照表の定期預金額とが一致したことを前段主張の論拠としているが、実施機関は上記(3)の取扱いに従い、財産目録に記載された情報について条例第8条第1項第1号への該当性を根拠に非公開決定としたものであり、その判断に誤りはない。財務諸表に関する注記における非公開決定についても同様である。

仮に、審査請求人の主張するとおり、周辺情報による計算結果も加味して公開又は非公開を判断とした場合、府所管法人の事業内容、事業規模、財産規模、財務諸表の複雑さ等は様々であり、情報公開請求の対象とされた法人ごとに個別判断が求められることとなる。

また、情報公開請求者が情報公開請求の対象とされた法人と競合関係にある場合には特別な配慮の要否の検討も必要とされるなど、統一的な基準による判断が不可能となり、情報公開制度の安定的な運用は、もはや期待できないこととなる。

併せて、審査請求人は財産目録で預金種別を非公開とした2つ目の預金額と貸借対照表記載の普通預金額とが一致したことを論拠としているが、前段まで述べたとおり、実施機関が行った情報公開への対応は、財産目録に記載された情報の条例第8条第1項第1号への該当性を基準とすべきものであり、その判断に誤りはない。財務諸表に関する注記における非公開決定についても同様である。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきものである。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件審査請求の対象とする情報について

本件審査請求の対象とする情報は、審査請求人の主張から、本件行政文書のうち、財産目録及び財務諸表に対する注記において非公開とされた基本財産に係る預金種別の情報（以下「本件係争情報」という。）とする。

3 本件係争情報に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件係争情報について条例第8条第1項第1号に該当すると主張しているので、以下に検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

実施機関が本号に該当するものとして非公開としている本件係争情報は、当該法人の取引金融機関に係る口座の預金種別に関する情報であることから、(1)アに該当する。次に(1)イの該当性について検討する。

実施機関によると、当該法人に限らず、所管するすべての移行一般法人については、統一的に、一般法人法の規定により公告が義務付けられている貸借対照表は全部を公開し、公表されないその他の決算書類については20年会計基準に示された一般的、標準的な基準までを公開するが、それ以外の情報は法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものであるとして、非公開と判断しているとのことである。

所管法人から提出される決算書類については、必ずしも20年会計基準で示す一般的、標準的な勘定科目のみが記載されているものではなく、より詳細な記述があるなど、記載内容は様々であることから、一次的にこのような統一的基準に従い判断することが一概に否定されるものではない。しかしながら、公告されている当該法人の貸借対照表を見ると、基本財産について20年会計基準で定められていない預金種別及びそれぞれの金額が記載されており、本件係争情報は、これらの情報と合わせて確認することにより、その内容は容易に推測できる。

以上のことからすれば、本件係争情報を公にすることによって、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

よって、(1)イには該当せず、公開することが妥当である。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

長谷川佳彦、田積司、池田晴奈、近藤亜矢子